

世田谷区告示第 589 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 8 月 19 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 19 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 供用開始の区間

世田谷区太子堂二丁目 317 番 13 から 317 番 14 の内まで

3 供用開始の区域

延 長 5.48 メートル

幅 員 1.63 メートルから 1.64 メートルまで

面 積 9.21 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 8 月 19 日

案内図



特別区道路線の供用開始する部分

街区

太子堂二丁目 2 番

